

TPP協定を批准しないことを求める請願

年 月 日

住 所

請願者 団 体 名

代 表 者

㊟

【請願趣旨】

2016年2月4日、TPP（環太平洋経済連携協定）協定の調印式が行われ、そのわずか2日前に政府は協定文と付属書(邦訳)を公表しました。しかも、政府はこの膨大な協定文の内容を国民に明らかにすることもせず、わずかな日程で批准させようとしています。

安倍内閣は、主食である米にTPP輸入枠を新設、牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げなど、重要農産品での関税削減や輸入枠の拡大を受け入れたにもかかわらず、「国会決議は守った」と強弁しています。国会決議は、主要農産品は交渉から「除外又は再協議」をもとめていますが、「関税撤廃に例外」がもうけられたにすぎません。

米粉調整品、一部加工品等重要農産物の3割で関税を撤廃し、農林水産物全体では81%の関税撤廃を受け入れるなど、農業生産や地域経済に甚大な影響が及ぶのは必至です。また、協定には「3年以内に見直す」ことや、「関税撤廃」に除外規定は無く、農産物輸出国からの要請で7年後以降は関税の撤廃に向けた再協議に応じることも義務づけられていることが分かりました。

さらに、農業だけではなくあらゆる分野でグローバル企業の利益が優先される仕組みとなっています。地方レベルの公共工事も国際入札の対象にされます。またISDS条項による主権侵害、医療分野での営利主義の強化、食の安全侵害や食品表示緩和など、国民の命と健康にかかわる懸念は何ら解決されていません。

安倍首相は、「TPP断固反対」という選挙公約も、国会決議も無視しながら、「最善の結果を得ることができた」などと「成果」を誇っています。この姿勢は、戦争法と同様、国民世論を無視した民主主義と相容れない独裁政治そのものです。

このように、TPP協定は、人々の命や暮らし、地域経済だけでなく、人権や主権をも脅かすという内容の上でも、さらに民主主義を侵す手続きの上でも、とうてい認められません。

以上の趣旨から、次の事項を実現するよう強く求めます。

【請願事項】

1. 国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないこと。

* 個人情報は、署名提出以外には使いません。

【よびかけ】全国商工団体連合会（全商連）

◇〒171-8575 豊島区目白2-36-13

電話 03-3987-4391 FAX03-3988-0820 Eメール：info@zenshoren.or.jp